



平成 26 年 3 月 28 日

各 位

東京都港区芝二丁目 7 番 17 号
株式会社 ストリーム
代表取締役社長 劉 海濤
(コード番号：3071 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 土屋 敏
(TEL03-6858-8190)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 26 年 4 月 24 日開催予定の第 15 期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 将来の機動的な資本政策のため、現行定款第 6 条の発行可能株式総数を 19,960,000 株に変更するものであります。
- (2) 平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、平成 26 年 2 月 1 日を効力発生日として 1 株を 100 株に分割するとともに、1 単元の株式を 100 株とする単元株制度を採用する旨並びに会社法の規定に基づき、発行可能株式総数の変更及び単元株式数の新設を行う旨を決議いたしました。これに伴い、単元未満株式の取扱い等について定めるため、定款変更案第 8 条（単元未満株式の売渡請求）及び変更案第 9 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

2. 変更の内容

(変更する条文のみ記載。下線部は変更部分)

現行定款	変更案
第 1 条～第 5 条 （条文省略）	第 1 条～第 5 条 （現行どおり）
（発行可能株式総数）	<u>（発行可能株式総数）</u>
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>12,000,000</u> 株とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>19,960,000</u> 株とする。
第 7 条 （条文省略）	第 7 条 （現行どおり）
（新設）	<u>（単元未満株式の売渡請求）</u>
	第 8 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

